

2018年度(平成30年度)

# 事業計画

(自) 2018年4月1日

(至) 2019年3月31日

社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

# 事業計画目次

I. はじめに 基本方針	P 3
II. ボランティア・市民活動推進部	
1. ボランティアコーディネーター事業	P 6
2. ボランティア学習事業	P 7
3. 地域連携推進事業	P 8
4. パートナーシップ事業	P 9
5. コミュニティビジネス事業	P 9
6. 情報ネットワーク事業	P10
7. せたがやチャイルドライン事業	P11
8. 災害ボランティアセンター事業	P13
9. ビューロー事業	
①各ビューロー共通事業	P15
②梅丘ボランティアビューロー事業	P16
③代田ボランティアビューロー事業	P17
④玉川ボランティアビューロー事業	P17
III. 福祉事業部	
重点目標	P20
1. ケアセンターふらっと（障害者総合支援法 生活介護・自立機能訓練事業 ・高次能機能障害支援促進事業・特定相談支援事業）	P22
2. ケアセンターwith（介護保険法 地域密着型通所介護事業）	P26
3. ケアステーション連（①介護保険法 訪問介護事業 ②障害者総合支援法 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業 ③自由契約による事業）	P28
4. ケア相談センター結（介護保険 居宅支援事業所）	P31
5. せたがや地域障害者支援センター事業（障害者総合支援法 地域生活支援）	P32
6. 新規事業プロジェクト	P34
IV. 組織推進部	
1. 組織推進事業	P36
2. 経理事業	P37

# 2018年度 事業計画

## はじめに

2017年度に行われた社会福祉法人の改革を、今年度もより自律的にかつ透明性を持つように推進していく必要がある。評議員会や理事会が本来の役割を十分に果たすことによって、法人運営がいつそう健全化、適正化されるよう、日々の活動の中で留意していきたい。法人収支も改善されてきたので、自主財源も活用して地域貢献事業を積極的に具体化していく必要がある。

2018年度は、前年度に引き続き、せたがや災害ボランティアセンター事業やNPO相談事業等の区からの受託を推し進め、協会事業全体の安定化につなげたい。せたがや災害ボランティアセンター事業は事業の増加や活性化に合わせて、人員の増強や体制の整備を図り、2019年度をめどに、独立した「部」とすることを目指す。

長年の懸案事項であったボランティア登録システム「おたがいさまバンク」の本格的な運用が現実のものとなったので、ボランティア協会を区民に理解してもらうため広報活動を強化することはもとより、幅広い団体や区民との双方向での情報交換を密にして、市民参加方式による事業の活性化を目指したい。

福祉部で行う様々な事業は各部門とも順調に推移した。一方で、「ふらっと」や「with」などの高次脳機能障害のリハビリ施設では、現在の受入れ能力の限界から、利用待機を余儀なくされている区民の方も多いのが現状である。本年度は、様々な関係機関と調整して待機者をゼロとする課題に取り組みたい。

事業の拡大に伴い法人の財政規模も拡大したため、その事務処理を支える総務、経理部門の強化が必要であるとともに、各部署からの経理関係文書の回付・決済ルールの再構築が課題となっている。2018年度は、人員増も含めて管理部門の強化を図る。

## 2018年度の基本方針

### 1. せたがや災害ボランティアセンター活動の充実

せたがや災害ボランティアセンターの活動はようやく軌道に乗ってきた。同センターの提案に基づいて、区内の大学施設を中心に災害ボランティアを受け入れる仕組みが世田谷区の地域防災計画に正式に取り入れられ、その仕組みを幅広く区民に知らせ、その仕組みの元に災害ボランティアの受入れ活動をするスタッフ（災害ボランティアコーディネーター）を養成することを目的とした世田谷災害ボランティア受入体制整備事業を区から受託して2年目を迎える。今後とも世田谷区と連携して受託事業を推進するとともに、未解決の課題に対して活発な取り組みを展開する。

### 2. New ボランティア登録システム「おたがいさまバンク」の有効活用の推進

世田谷区では、オリンピック・パラリンピックを契機とした「ボランティアの育成」に積極的に取り組むこととなり、協会としても昨年度から区と協働で検討を重ねてきた。その結果、区からの補助事業として『おたがいさまバンク』の再整備を進めることとなり、その結果、2018年4月から『おたがいさまバンク』の本格的な運用を始られる見通しとなった。ボランティア活動の担い手の拡大、ボランティア情報やボランティア相談の充実、NPO団体や地域との連携の強化、寄付や募金の呼びかけ等をはじめ、世田谷ボランティア協会のさまざまな活動分野でこのシステムに画期的な機能を発揮させていきたい。

### 3. 共に暮らす地域づくりにむけて

2018年度には医療保険、介護保険、障害者総合支援法等が改定される。世田谷区では障害福祉計画第5期に入り、あらゆる場面で共に暮らすための「地域づくり」が要となっている。

世田谷ボランティア協会福祉事業部では、5つの重点項目を挙げ障害、高齢、子どもを含む顔の見える地域から、お互いが全ての当事者として、各々の力が繋がり支え合い、わかちあうことが日常となる地域づくりを目指し、専門性を生かしながら実践活動を展開する。

### 4. 地域のさまざまなニーズに対応する地域支援事業の展開と充実

地域包括ケアシステムが本格的に動き始め、世田谷ボランティア協会は、ボランティア部門で民間の中間支援組織としての重要な役割を担っていることがますます明確になっている。

地域ごとに身近なボランティア相談窓口が求められており、ボランティア活動拠点の機能の見直し、適正な拠点配置の検討の時期に来ている。「ボランティアビューロー」の名称検討を契機に、数年来の願いでもある、「烏山・砧地域でのボランティア相談窓口及び活動拠点の開設」に向けて取り組み、世田谷区全域にボランティア拠点を確保することに努める。

傾聴ボランティアや学習支援など個別のニーズや、新たな地域課題に対して各部が連携して法人全体で取り組み、これまでに築いてきた人材・団体のネットワークを生かし、地域に根ざして課題解決を目指す。

## 5. 財政の健全化と新たな財源の確保に向けた取り組み

2017年度もバザー収入の増加に取り組み、ボロ市・梅まつりにも参加してバザー活動を展開した。世田谷区からの事業の受託も事業資金面に貢献した。

2018年度もこれらの活動にさらに注力するとともに、具体的な予算を立てて寄附金募集や募金活動を展開する。そのためには企業や各種団体への要請活動に取りかかることが必要であり、対象企業・団体、アプローチの方法、担当などを決めて着手する。

## 6. 第四次中・長期計画の策定に向けた取り組み

2017年度は、第三次中・長期計画の目指したところを振り返りながら、世田谷ボランティア協会の現状を検証し、協会が今何を目指すべきなのか、そのためにどのような課題に取り組むべきなのかを、職員の一人一人が考える年とした。コンプライアンスを徹底して法人運営を健全かつ公正なものにすること、地域ごとの拠点（現ビューロー）を拡充して協会と区内全域とのつながりを強化していくことが重要課題として指摘されている。

2018年度はそのような現場の声に、社会情勢や長年の見識を融合させ、具体的な行動目標とその実現のための行動計画づくりを進め、6月をめどに中期計画としてとりまとめた。

## Ⅱ. ボランティア・市民活動推進部

### 1. ボランティアコーディネート事業

#### (1) 重点目標

ボランティアセンターに寄せられる相談は、高齢者や障害者の日常生活に関する支援、ひとり親家庭の子どもたちへの学習支援、障害のある子どもたちへの学習支援や通学支援などが多い。このような現状に対しては、その都度個別にボランティア対応を模索するだけでなく、いつでも円滑にサポートできる体制を構築することが必要である。ボランティアに関心のある人にとっては学びの機会、体験の機会、活動の機会ともなるので多様な活動に日常的に参加し地域とのつながりを深めることができる。そのような双方向のニーズをつなぐ仕組みを目指したい。具体的には、人材の育成と登録、活動機会の拡大、活動データの蓄積、速やかな情報提供と活動申込みの受付がポイントとなるので、「おたがいさまバンク」の活用を視野に入れて検討を進める。

#### (2) 活動計画

##### ①ボランティア相談（ニード相談、活動相談）

ボランティアセンター・各ビューローの窓口でさまざまな相談を受け、顔の見える関係をつくり、協会のネットワークを活かして対応していく。

ボランティアを求める相談は、高齢者の傾聴ボランティアの相談、障害児・者の日常生活支援やひとり親家庭など子どもへの支援等の相談が増えている。傾聴ボランティアは人材に偏在傾向があり、引き続き区内全域でボランティアの養成を行っていく。

また、活動したい相談では「住んでいる地域で何かできないか」との声が多く寄せられる。関心のある人たちが活動を始めるきっかけとなるような講座やさまざまな人に出会う機会を提供し、関心を実行にうつす人を増やして「支えあう」コミュニティづくりを目指す。

##### ②NPO相談の展開

NPO相談事業は、世田谷区から受託して今年で3年目を迎える。世田谷区内のNPO法人は500団体以上にのぼり、市民活動が根付いた地域といえる。個別相談やガイダンス・セミナーを実施して、今後法人格取得を目指す団体やボランティア・市民活動団体を支援し、住民が地域の課題解決に主体的に取り組む、地域が活性化することを目指す。NPO相談事業の周知をはかり、相談件数は年間60件を目標におく。

##### ③地域包括ケアへの取り組み

「いっしょに食べよ」という夕ごはん会を福祉事業部と連携し、参加対象を拡大・実施してきた。この実績を活かし、ボランティアの協力のもと誰でも参加し活躍できる地域の間づくりを行っていく。2017年度に続き、世田谷ボランティアセンターで「しもうま夕ごはん会」、ケアセンターwithで「いっしょに食べよ」、代田ボランティアビューローで「代田夕ごはん会」、梅丘ボランティアビューローで夏・冬・春の「子どもランチ会」を実施し、今後もこれらの事業を継続し、地域の顔の見える関係を広げていく。

##### ④傾聴ボランティアの派遣、活動支援

個人やあんしんすこやかセンター、ケアマネージャー等から相談を受けて、独居や高齢者世帯への傾聴ボランティア派遣を実施していく。地域によってはボランティアが見つからな

いことがあるため、活動者が少ない地域のボランティアを養成・発掘していく。また、活動しているボランティアが継続して学習する機会や高齢者が集まってお話をする機会（フォローアップ企画）など、傾聴ボランティアが行うプログラムを支援する。

#### ⑤次世代の福祉人材の確保に繋がる、ボランティア機会の企画サポート

区内7箇所の高齢者福祉施設の職員有志で結成された『せたがや介護普及有志の会』と協働し、福祉人材の確保に繋がる、ボランティアを媒体とした参加しやすい企画を進めていく。

## 2. ボランティア学習事業

### (1) 重点目標

小・中学校、高校への総合的な学習の時間や体験活動のコーディネート等の授業協力により、次世代のボランティアを育てていく。また、ナツボラのような体験プログラムのほか、地域が求める活動、災害ボランティア活動等、学生が興味・関心を持って参加できる機会を提供していく。（昨年度実績 15 校。今年度目標 18 校）

### (2) 活動計画

#### ①「ナツボラ 2018（夏のボランティア体験）」、「ナツボラ・ジュニア」の実施

地域で行われているさまざまなボランティア・市民活動に参加することで、ボランティア活動や地域にある福祉施設や地域活動を理解してもらうため、次代を担う子どもたちに体験の場を提供する。夏休み期間中、中学生、高校生、大学生などを対象に「ナツボラ」を、各ビューローでは小学生（一部、保護者参加可）を対象とした「ナツボラ・ジュニア」を実施し、主に区内の施設や団体の協力を得て1日～4日間のボランティア体験プログラムを実施する。

（ナツボラ：昨年度実績 378 名、延べ 393 件参加。今年度は学年単位の参加が減るため、300 名の参加を目標とする。ナツボラジュニア：3 ビューロー合計 109 名、延べ 159 件参加。今年度目標 120 名）

#### ②ナツボラ 2018 フォローアップ

ナツボラの参加者をその後の活動につなげ、継続的にボランティアセンターとかかわることで次代のボランティアを育てていく。

#### ③小・中・高校への授業協力と学習プログラムの提案

小・中・高校の授業に協力し、地域の未来を担う子どもたちへ多様な体験学習の場を提供し、地域と関わっていくきっかけづくりを行う。特別養護老人ホームの職員による「せたがや介護普及有志の会」と連携したり、当事者の方を講師とした授業を計画するなど、多彩なプログラムを提供する。

#### ④せたがやキャンパスネットワーク

大学の枠をこえた大学生同士のつながりをつくるための支援や、大学からの相談を受けて授業への協力、入門講座の実施をするほか、大学側のボランティア推進担当者へ働きかけ、大学とのさらなる連携を図っていく。（昨年度 3 校で授業協力実績、目標 5 校増）

## 3. 地域連携促進事業

### (1) 重点目標

区内のボランティア団体・NPOとの連携と交流を深め、地域に根ざした事業推進を図る。イベントの機会にも積極的に参加を呼びかけ、初めての方でも参加しやすく楽しめるきっかけ

づくりを行う。

## (2) 活動計画

### ①雑居まつり（10月）

「雑居まつり実行委員会」に参加して、区内のボランティア・市民活動団体と連携する。ボランティアセンターのブース以外にも多くのボランティアが参加できる活動の場を提供する。

### ②せたがやふるさと区民まつり（8月）

「せたがやふるさと区民まつり」に出店し、ナツボラや活動希望者の参加の機会とし、せたがや災害ボランティアセンターやせたがやチャイルドライン等の活動紹介を行う。

### ③せたがやボロ市（12月15日16日、1月15日16日）

一昨年度よりメイン会場にて出店できることになり、多くの人でにぎわうことからPR効果は大きく、今年度も「せたがやボロ市」に参加する。

### ④せたがや梅まつり（2～3月）

「せたがや梅まつり」に出店して協会が実施する事業のPRを行い、地域のボランティアの協力による手づくり品販売やバザーを行う。

### ⑤おたがいさまフェスタ2019

世田谷ボランティアセンターとケアセンターふらっとの複合施設「パーム下馬」の機能や活動を紹介するイベントを、下馬福祉工房と共催で開催する。ワークショップやバザー、子どもたちを対象にしたイベントなど、楽しんで交流できる機会を提供して地域とボランティアをつなげる場づくりを行う。今年16回目を迎えフェスタの今後のあり方についても検討する。

### ⑥ご近所になろう土曜市（毎月第4土曜日）

ボランティアセンターの所在地周辺の絆を強め、災害時にもせたがや災害ボランティアセンターを支援いただけるよう「ご近所になろう」を合言葉に、センター前広場にて、いろいろな地域団体・個人・商店・大学と連携し、地域密着型のイベントを行う。

### ⑦第4回ごきんじょ市

福祉事業部と協働し「ご近所」というキーワードで、地域でお互いに知り合い、福祉分野だけでなく、商店街や大学などの協力を頂き、つながりを広げることを目的に3年前より開催している。障がいや年齢問わず、様々な形でのボランティア参加の場をつくり、「ご近所」のつながりを深める。（昨年度実績ボランティア81名、目標80名）

⑧その他 エテ・マルシェ、三茶 de 大道芸、下馬北町会盆踊り、陽泉会チャリティコンサート、小泉公園ふれあいフェスタ などへ、災害ボランティアセンターのPRと資金調達を兼ねてボランティアと一緒に計画し参加する。

## 4. パートナーシップ事業

### (1) 重点目標

ボランティア団体、NPO、行政、関係機関、企業等とのパートナーシップを深め、地域の社会資源のネットワーク化と新たな時代に対応した事業展開を行う。

### (2) 活動計画

#### ①世田谷区市民活動支援会議（通称ネッティ）への参加

ボランティア・市民活動を推進するため、区内の中間支援機関同士及び区、それぞれの活動を有機的に結びながら、市民活動を柔軟に支援できるように情報交換や意見交換をする「市民



活動支援会議」へ参加する。

#### ②三菱東京UFJ銀行社員研修への協力

三菱東京UFJ銀行と東京ボランティア・市民活動センターが、都内のボランティアセンターの協力を得て行う社員研修において、世田谷区内の施設での受け入れコーディネートを行う。(9施設予定)

#### ③世田谷区職員研修の企画・実施

採用1年目世田谷区の新規採用職員を対象に、「障害福祉体験」(車いす・アイマスク・聞こえの体験等)の研修を、世田谷区から受託して企画・実施する。(対象：300名程度)

#### ④第36回ボランティアリズム推進団体会議会議(民ボラ会議 栃木にて開催)への参画

第36回目となる「民ボラ会議」の監事団体として参画し、企画運営に協力する。それぞれの地域で起こりうる緊急災害への支援のために、顔が見える関係を継続してつなげていく。

#### ⑤視察・見学者の受け入れ

各地からの視察・見学を積極的に受け入れ、区内での体験プログラム等、コーディネーションを行う。

#### ⑥東京ボランティア・市民活動センターとの連携

東京ボランティア・市民活動センター主催のボランティアコーディネートに関する研修、NPO相談関係の研修の活用及び講師の派遣、東京都内ボランティアセンター長会議への参加など、連携を深め、当協会職員のスキルアップに努める。

#### ⑦「社会福祉法人世田谷ボランティア協会をささえる会」の活動への協力

ささえる会と協働し会員拡大のための事業(昨年度実績；干し柿作り、学習会、みどり企画収穫祭、ワインと映画のつどい、バザー参加、センター利用者大忘年会など)を実施し、ささえる会の活動に協力する。

## 5. コミュニティビジネス事業

### (1) 重点目標

地域の人たちの生活の中にリユース・リサイクル活動を意識づけ、身近なところから活動に参加できる機会を提供し、活動の拠点であるボランティアセンターの周知に努める。

### (2) 活動計画

#### ①リサイクル市の開催(5月、9月、11月、2月)

バザーグループ「てんとう虫」と子育てグループ、ボランティアセンター利用団体の協力を得て、リユース活動推進と協会財源獲得を目的に年4回リサイクル市を開催する。広報にはまちづくりセンターや地域の町会・自治会の協力をお願いする。今年度の収入目標として「220万円を越える」とする。

#### ②烏山もったいないバザールの開催(5月)

協会として「烏山地域にボランティア相談拠点の開設」を目標にしており、協会の周知と地域のボランティア・市民活動団体、NPO、福祉施設との連携と交流を深めることを目的に、「ささえる会」との共催でバザーを開催する。

#### ③コミュニティビジネス活動

協会のPRを兼ねた「おたがいさま煎餅」の販売、ボランティアグループ「もめんのか」によるバザー提供品のリサイクル活動、福祉事業との連携による古書の回収活動等を行い、財源

獲得に努める。

## 6. ボランティア情報ネットワーク事業

### (1) 重点目標

従来より取り組んできた、紙媒体による「情報誌セボネ」と、ホームページやブログ、Facebook、twitter などのウェブ媒体に加え、「おたがいさま bank」の登録者へのメールマガジンなどの発信による情報提供を開始する。それぞれの特徴を生かしつつ、市民活動の紹介をし、活動情報の充実を図り、参加への糸口となるよう情報の発信に力を入れていく。

### (2) 活動計画

#### ①「おたがいさま bank」による情報発信

情報を必要とする人に関心のある分野で登録してもらい、定期的にボランティア情報を発信して、地域の日常的なボランティア活動の担い手を拡大する。

#### ②ボランティア情報誌「セボネ」の発行

地域で行われている特色あるボランティア・市民活動を伝え、広く発信していく。区民を中心とするボランティア編集委員と発送ボランティアの協力を得て、毎月 4,500 部を発行する。防災特集号を組み、せたがや災害ボランティアセンターの活動を広報する。

#### ③ホームページによる情報発信

ホームページの閲覧数は月平均 8,000 件となり、昨年より 1 割増し、年々増加傾向にある。スマートフォンからのアクセスが 6 割を超え、このアクセスをさらに増やすために興味・関心を持って実際の活動につながるよう、ウェブ媒体（ブログやフェイスブック・ツイッター）を活用してタイムリーな情報発信に取り組んでいく。時代の変化に合わせて本部サイトをスマートフォン版の仕様に充実させ、情報をわかりやすく提供できるようにしていく。

#### ④ボランティア市民活動情報の掲示

センター・ビューロー内での、ボランティア・市民活動情報の閲覧・発信の効果的・効率的な取り組みの検討区内外の市民団体や関係機関及び地域活動の情報・資料を有効に伝達・開示できるように、掲示・展示コーナーを充実させる。

## 7. せたがやチャイルドライン事業

### (1) 重点目標

活動開始から20年を迎えるが、今もなお、いじめや不登校、貧困など子どもを取り巻く状況は厳しく、将来に対する漠然とした不安も大きくなっている。子どもたちにむけて安心して話ができる大人がいることを伝え、自分の問題を子どもたち自身が考え、解決していけるように、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを受け止める活動を展開する。

### (2) 活動計画

#### ①子どものメッセージを聴く活動

18才までの子どもがかける子ども専用の電話、せたがやチャイルドライン（全国統一番号・フリーダイヤル）を実施し、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを受け止める。

##### ア. せたがやチャイルドラインの実施

火曜日～土曜日 16時～21時に専用回線とフリーダイヤルの2回線で、ボランティア（受け手）が子どもからの電話を受ける。

#### イ. 全員集合交流会の実施

年に3回、受け手、支え手（受け手のサポート役）、運営委員、さまざまな協力者の交流を深めるため、交流会を実施する。

#### ウ. 夏休み明けの「世田谷キャンペーン」開設

夏休み明けに急増する傾向にある子どもたちの不安や心の迷いに、世田谷版のいじめ専用ダイヤルを開設して対応する。

#### エ. 子どもたちへの広報

チャイルドラインの存在を子どもたちに伝え、子どもたちに話していいよ、と促すために、広報紙「ちゃ〜ら」を作成してカードとともに配布する。

### ②参加の輪を広げる活動

せたがやチャイルドラインを地域の多くの大人に知ってもらい、チャイルドラインの活動を支援してもらうための様々な関わりの場、機会を提供する。

#### ア. せたがやチャイルドライン応援団活動

応援団募金・応援団活動（イベント出店、ポスター掲示等）を展開し、支援者を増やしていく。

#### イ. チャイルドラインサポーター活動の推進

チャイルドラインの活動を推進するため、「おたがいさまbank」を活用してバザーや各種イベントの出店、資金づくり、広報等に、様々なボランティアが参加できるように工夫する。

#### ウ. ニュースレター・リーフレットの発行・配布

チャイルドラインの活動を紹介、報告するための大人向けの広報紙を作成する。

### ③人材養成と研究活動

子どもの声を聞く受け手を養成し、スキルアップのための様々な研修を行う等、人材の育成を図り、活動を充実させていく。

#### ア. 公開講座の開催

チャイルドラインの活動を知ってもらうとともに、将来の受け手候補やチャイルドライン活動のボランティアを開拓するため、年1回実施する。

#### イ. 受け手専修講座（第22期）の開催

チャイルドラインの受け手養成のための専門的な講座を年1回実施する。

#### ウ. 受け手継続研修の開催

受け手のスキルアップのため、グループ体験学習と講座型研修を開催する（月1回）。

#### エ. 支え手のための合宿研修の開催

受け手を日頃からサポートする支え手を対象に年1回宿泊をともなった合宿研修を全国の支え手を対象に開催する。

#### オ. 運営のための宿泊合同研修の開催

受け手、支え手、運営委員が合同で、せたがやチャイルドラインの運営の課題を共有し、これからの活動の方向性を検討する研修の機会をもつ。（年1回）

### ④ネットワーキング活動

全国及び近隣の関係機関とのパートナーシップを深め、子どものためのネットワークを構

築する。

ア. 全国のチャイルドラインとの協働

全国フォーラムやキャンペーンへの参加、認定NPO法人チャイルドライン支援センターや全国各地のチャイルドラインとの情報交換、協働に努める。

イ. チャイルドライン東京ネットワークへの参画

東京でチャイルドラインの活動を行う各団体との連携を図り、チャイルドライン東京ネットワークが実施する「東京キャンペーン」に参加する。

ウ. 子どものメッセージを届ける活動

ホームページやブログ等を活用して、関心のある個人や各種組織との連携をはかる。

### ⑤組織の運営活動

安定した運営基盤整備のため、各種会議を開催する

ア. 運営委員会の開催

毎月1回、せたがやチャイルドラインの運営について協議する。

イ. 各種会議の開催

支え手会議、ブックレット検討会等を開催する。

ウ. 事務局会議の開催

月に1回事務局会議を開催する。

### ⑥企画・販売活動

「つくる、売る、買う」、様々なボランティアの協力で、バザーや手づくり品の販売を行い、資金確保に努め、さらにせたがやチャイルドラインの周知を図る。

ア. チャイルドラインショップの運営

ボランティアセンターの無人ショップや世田谷文学館、世田谷美術館、パブリックシアターにおいて、ものづくりボランティアによるグッズや支援センターのキャラクター商品を販売する。

イ. 各種イベントへのバザー出店

区内で開催されるイベントに出店し、せたがやチャイルドラインの活動をPRするとともに、事業資金の確保に努める。(月1回程度)

ウ. 20周年記念授業への取組み

20年間で培われてきた「チャイルドラインが大切にしていること」や「子どもへのまなざし」をまとめたテキストを、発行することで、チャイルドラインの意義を伝え、チャイルドラインへの理解を広める。この他に、20年という節目の年を記念する事業を実施する。

## 8. せたがや災害ボランティアセンター事業

### (1) 重点目標

次の4点の重点課題に取り組む。

- ①災害ボランティア受入れ体制の周知を図り、養成講座用各種テキストを整備し、コーディネーター養成事業を推進する。養成講座の開催場所を、マッチングセンター予定大学以外の大学にも広げる。また、養成講座への参加を町会・自治会、PTA、ボーイスカウト、ボランティア団体等へ呼びかけ、連携の輪を広げる。

- ②これまでの各種システムやテキスト、広報資料について、男女共同参画の視点から検証する。
- ③コーディネーター養成講座受講者やコーディネーター登録者についての登録システムを整備する
- ④災害ボランティア受入れ体制に関連して、未解決の要検討事項につき、検討を進める。

## (2) 活動計画

### ①コーディネーター養成講座の実施

コーディネーターとしてマッチングセンターやサテライトの運営を担う人材を確保するため、マッチングコーディネーター養成講座を計画的に継続して開催する。

2018年度は基礎講座を反復しつつ、スキルアップ講座を5回程度実施し、2017年度の300人に加え、さらに300名程度の登録者増を目指す。

また、養成講座の開催場所をマッチングセンター開設予定大学以外にも拡げ、開催対象団体も新規の大学、PTA、ボーイスカウト、NPO団体等に拡げることにより、マッチングシステムの周知と人材確保の効果を高めていく。

コーディネーター養成講座の成果指標としては、以下のとおりとする

成 果 指 標		
項 目	2017年度状況	2018年度目標
ボランティアコーディネーター登録者数	300名	600名
スキルアップ講座開催数	5回	10回
専修講座の開催数	—	1回
外部研修開催数	—	1回
コーディネーター登録管理（登録継続意思確認）	—	1回
区民への周知	随時	随時
町会・自治会への説明会実施	全町会・自治会	随時
避難所運営訓練への参加	随時	随時

### ②コーディネーター養成講座テキスト等の整備

せたがや災害ボランティアセンターでは、これまでに「避難所における課題解決ヒント集」と「せたがや災害ボランティアセンター活動の手引き」を作成しており、2017年度にはコーディネーター養成講座のテキストとして「避難所編」「要配慮者編」を作成して使用してきた。2018年度は、「依頼カード編」と「課題解決編」を作成して、スキルアップ講座に臨むこととする。

また、これまでの冊子作成においては男女共同参加の体制を取ってきているが、内容において男女の視点に不十分な点がないかどうかを検証する。

### ③地域連携推進活動

災害時に向けて、ボランティアによる避難所支援・自宅避難者支援の活動やサテライト方式によるマッチングなどについて、町会、自治会等へPR活動を行う。避難所運営訓練に積極的に参加し、避難所運営本部とサテライトの連携を進める。

災害時に被災地域や自宅避難者からのボランティア支援ニーズをどのような方法でサテライトに集めるのかについては、各町会ごとに考え方の違いがあり、また具体的に絞り込まれていない。せたがや災害ボランティアセンターとして一定の見解をまとめ、それを参考に各町会ごとに方針をまとめてもらうよう促していく。

#### ④コーディネーター登録の整理

「おたがいさまバンク」の活用を視野に入れながら、コーディネーター登録者の受講実績その他の個人データを適切に整理して登録しておく。近い将来、各登録者について、担当するマッチングセンターないしサテライトを予定し、その活動場所ごとの登録システムを整備する必要がある。

#### ⑤ボランティア受入れシステムに関する継続的な検討

これまでの検討活動の中で取り組んでいない、未解決の要検討事項（遠距離サテライトまでの移動方法、数日間の連続参加するボランティアの受入れ方法、サテライトの開設場所、マッチングセンターやサテライトでの設備・備品等のレイアウト、ボランティア受入れに関するIT機能の活用など）について、2018年度は必要に応じてワーキングチームで検討していく。

#### ⑥要配慮者支援に関する活動

災害時における要配慮者支援に関する活動は重要で、2018年度は様々な関係機関が課題解決のための具体的な検討や活動を加速させるものと思われる。せたがや災害ボランティアセンターは、それに関する情報収集に努めるとともに、関係機関との協議などの機会があれば、積極的に参加していく。

#### ⑦ネットワーク活動

コーディネーター養成講座、避難所運営訓練、防災塾などの活動に取り組み、また区内外のボランティア団体やNPOなどとの交流の機会を生かして、様々なネットワークを意識的に構築していく。従来からの課題であった、区外のボランティア団体等との災害時相互協力協定の締結に向けた取組みを進める。

#### ⑧交流支援活動

福島県川内村での交流支援活動を継続し、ホームページやブログなどで情報を発信して参加者の増加を図る。

## 9. ボランティアビューロー事業

### (1) 重点目標

世田谷ボランティアセンターのほかに、地域に密着したボランティアビューローを3か所運営しそれぞれの地域に即したボランティア推進事業を展開していく。今後地域の拠点のあり方検討委員会を重ね、ボランティア拠点の機能・配置を検討する。

### (2) 活動内容

#### ①3ビューロー共通事業

##### ア. ボランティアコーディネート事業

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ、団体等の相談に応じるとともに、ボランティア活動を始めたい人のきっかけづくりや居場所づくりを積極的に行う。ボランティアセンターと連携してボランティア相談を行う。

#### イ. ボランティア学習事業「ナツボラジュニア」

ビューローで活動するボランティアグループや地域の福祉施設の協力を得て、夏休み期間中、小学生とその家族にボランティア体験プログラムを提供し、地域の子どもたちがボランティア活動を通して社会や地域の課題を知る機会を提供する。あわせて、ボランティアビューローが行っている日常のボランティア推進事業等の情報を提供し、地域での認知度を高める。

#### ウ. 自主活動への支援

ビューローの場の提供及び活動に必要な諸機材の提供を行う。

#### エ. 「ビューローだより」の発行

地域住民に向けてボランティア情報や地域活動を周知し、ボランティア活動をより身近に感じてもらい、参加の機会を広げるため、それぞれの地域向けの情報誌「ビューローだより」をビューローごとに毎月発行する（梅丘 1,600 部、秋バザー前の増刷。代田 1,200 部、玉川 1,900 部）

### ②梅丘ボランティアビューロー事業（特色ある事業）

#### 【ボランティアコーディネート事業】

##### ア. てしごとカフェ

ボランティア活動を通じ地域住民の社会参加機会を創出する。また、特技や興味を活かしたボランティア参加機会を創出し、活動者の相互交流も図る。リサイクルの布地を利用してオリジナルグッズを作り、作品を、バザーや梅まつり（収益をチャイルドラインへ）・梅夢フェスタ等で販売する。

##### イ. こどもランチ会

貧困などの理由で学校の長期休暇に昼ごはんを十分にとれていない子どもの孤食・地域での孤立解消と地域交流を目指し、料理を子どもたち自らが作り、楽しむ。また、チャイルドラインを広報し、フードバンク活動を兼ねたものとする。夏休み・冬休み・春休み期間中の開催を予定。

#### 【地域連携事業】

##### ア. 梅・夢フェスタ

梅丘商店街振興組合主催の「梅・夢フェスタ」のフリーマーケットでバザー提供品や「てしごとカフェ」のオリジナルグッズを販売し、リサイクル意識の啓発とボランティア拠点の存在を積極的に周知する。

##### イ. 年度末大そうじ

ボランティアとスタッフが一緒に掃除を行い、ボランティア活動グループ同士のつながりを深め、お互いの理解を促すことを目標に、3月開催を予定。終了後に交流会をおこない、お互いの活動の理解や活動の振り返りにつなげる。

##### ウ. 失語症カフェ

「失語症」を広く知ってもらうため失語症者と失語症会話パートナーの出会いの場（失語症カフェ）を開催する。失語症者と一般市民が会話を楽しむ機会をつくる。失語症会話パートナーの悩み事・相談事を聞く。

##### エ. ボランティア・はじめの一步カフェ（はじめカフェ）

地域デビューのきっかけがない人、一步を踏み出せずにいる人を対象に、地域と関わ

る機会と居場所の提供を行う。様々なボランティア活動の紹介と、ボランティアのはじめの一步となるようなオリエンテーリングを兼ねた内容となる。また、ボランティア活動グループの紹介も兼ねたものとする。年2回土曜日に開催を予定

#### 【コミュニティビジネス】

##### ア. ビューロー秋バザーの開催

区民から寄せられるリサイクル品でボランティアの協力を得てビューローバザーを行う。バザーの残り品も地域でリユースしてもらうようミニバザーや通年バザーを実施する。

##### ・お得意の開催

地域内でのリサイクル活動へ取り組み、バザーの際に提供してもらった物品を、出来る限り廃棄せずに地域内でリユースしてもらうようにミニバザーを実施する。

##### ・ビューロー常設バザーうめのや

常設でビューロー内にてバザー用品の提供を行う。

### ③代田ボランティアビューロー事業（特色ある事業）

#### 【ボランティアコーディネート事業】

##### ア. 『ご近所カフェ』『オープンスペースくつろぎ』の開催

ビューローがどのようなところかわからない人、日頃ビューローに行く用事がない・・・と思っている人、しばらく足が遠のいている人にも気軽に中に入ってもらえるようオープンスペースを定期的に設け、地域の方々の憩いの場を提供し、代田ボランティアビューローの認知度を上げる。『ご近所カフェ』を毎月1回、『オープンスペースくつろぎ』を、前期後期1回実施する。

##### イ. 気軽にボランティアの会

地域の方とボランティア活動者の交流の場を設け、ボランティア活動の理解や関心を深めて活動者の裾野を広げる。

##### ウ. くつろぎクリスマス会

パーティーの準備や特技披露など、楽しく参加しやすい場を設け、ボランティア活動のきっかけ作りや、日頃ビューローを支えてくださる方同士の親睦を深め、相互の活動への理解を深められる機会にする。

##### エ. 代田夕ごはん会

食事づくりを介した、地域の緩やかな繋がりづくりの場の提供。月1回実施。

##### オ. 傾聴グループのフォロー

昨年度受講され、卒業された傾聴ボランティアのフォローを行う。(自主グループ支援)

##### カ. ぷらっと代田 ～使用済み切手の整理をしませんか？(仮称)～

使用済みの切手の整理をきっかけに、代田ビューローで気軽なボランティアをする機会にする。

#### 【地域連携事業】

##### ア. ものこ祭りへの参加

##### イ. ビューロー大掃除&交流&情報交換会

ボランティアとビューロースタッフがいっしょに大掃除を行い、ボランティア同士が活動の幅を広げ情報交換の場をつくる。



ウ. 春・秋のビューローバザーの開催

地域の人たちにリサイクル品の提供を呼びかけ、ボランティアの協力を得て、6月と10月にビューローバザーを実施する。

エ. ふれあいバザール「フルール」の実施

春と秋のバザー商品をビューロー内に常設する「フルール」で販売し、バザーに関心がある地域の人たちとの交流の場、日常的なリサイクルの場とする。

**④玉川ボランティアビューロー事業（特色ある事業）**

**【ボランティアコーディネート事業】**

ア. 傾聴ボランティア入門講座

個人からのニーズに応える傾聴ボランティア養成のために傾聴ボランティア活動について学習し、体験活動を中心としたプログラムを提供する。

イ. 発達学習についての学習会を世田谷区と共催。発達障がいのある人とかかわるボランティアと？当事者や家族、支援者の理解を補助する。地域における理解者の拡大を図る。

ウ. 発達サポーター交流会

発達障がいのある人とかかわるボランティアの交流会を実施。主に今までの講座から発生したボランティアグループ「ココ・カフェ」「ナマバラ」「虹色クラブ」のメンバーが対象。活動の報告、情報交換、意見交換、思いの共有などをおこなう。また、悩みや課題について話し合う場を提供するとともに、ボランティアに寄り添い支える。今年度中に1～2回実施予定。

エ. 発達障がい・障がい児サポート情報共有会

2013年度より連携してきた世田谷区の発達障がいの担当部署や関係機関、事業講師や国士舘大学の先生方と情報を共有するとともに、事業のふりかえりや今後について検討する場を設ける。交流の時間も作り、良好な関係を維持する。年に1回予定。

オ. 日本文化で地域交流

日本文化を切り口として、世代や国を超えた地域の人との交流の場を作る。そのために、日本の文化や歴史を気軽にみんなで楽しめるイベント（例えばお茶会や盆踊り、歴史講義など）を企画・実施する。活動を作るボランティアを集め、グループ化を目指す。

カ. 障がいについての勉強会

主に「遊ぼう会」でボランティアとして活動している国士舘大学の学生対象の勉強会だが、「遊ぼう会」のボランティアだけでなく、これから社会で活躍する多くの大学生に向けて、障がいについて「考え・知る機会」を提供する。

キ. 障がい児サポートボランティア交流会

障がい児サポートは1対1の活動が多いので、悩みはもちろんのこと、うれしかったことも含めて、自分の気持ちを打ちあけることができる「守られた場」が必要である。また「専門家のアドバイスを聞ける場」として交流会を開催する。

ク. 集まれ個性派！遊ぼう会

障がい児(者)とかかわるボランティアのきっかけづくりとスキルアップの場として、また障がい児(者)とその家族の居場所として、そして障がい者の活躍の場として、地域のさまざまな交流を促し、理解者・支援者の拡大につなげる。

ケ. ボラカフェ

ボランティアに関心はあるが一步を踏み出せずにいる人たちに、一人ひとりができることから始められる場を提供する。手づくり品を制作して地域の福祉施設のイベントにも参加する。

コ. 障がい児（者）相談室

障がい児（者）の保護者たちの大きな不安や悩みが解決に向かうよう相談ができる場を提供する。

サ. 障がい児サポートボランティア養成講座

障がい児とかかわるボランティアの育成。障がい児・家族の居場所を作るボランティアの育成。他機関との協力体制作りを行う。

**【地域連携事業】**

ア. 花みず木フェスティバルへの参加

二子玉川花みず木フェスティバルに参加し、玉川ビューローを利用しているグループや地域の福祉施設とともに地域の活動を紹介する場を設置する。

イ. 玉川ボランティアビューロー利用者交流会

玉川ビューローを利用するグループ、個人等ビューローにかかわる方々の交流と情報交換の機会を提供する。

ウ. ビューローバザーの開催

区民に幅広くリサイクル品の提供を呼びかけ、ボランティアの協力を得てビューローバザーを実施する。

### Ⅲ. 福祉事業部

社会福祉法人世田谷ボランティア協会が福祉事業に取り組み始め 22 年が経つ。この間福祉制度は短期間に大きく変化してきた。2006 年国連において「障害者権利条約」が批准され 2011 年日本でも障害者基本法改正により「障害の有無にかかわらずすべての国民が共生する社会の実現」を目的とした。

私たち「世田谷」に焦点を絞れば、世田谷地域包括支援すなわち「子どもから高齢、障害の有無にかかわらず」とされ、この間私たちは新たな制度が立ち上がる度に、「制度と制度」を繋ぎ隙間を埋めながら事業を拡げてきた。2018 年度は更に「繋ぎと隙間」の活動が具体的に事業として見える形にしつつ、専門性を構築しながらも、障害、高齢、様々な地域の方々当事者と常に手を取り合う距離・足場を構築していく。

#### 重点目標

##### ①下馬 3 丁目新拠点事業の展開を継続<知る>

3 年となる下馬 3 丁目拠点は継続して、「ケアセンターwith」「ケア相談センター結」「ケアステーション連」「世田谷地域障害者相談支援センター」4 事業を含め世田谷ボランティア協会福祉事業を知っていただけるよう、地域の声を直接聴きとる相談活動を充実させながら事業を展開する。

##### ②ボランティア・市民活動推進部と協働する「地域包括ケア」<統合する>

継続事業となった、「いっしょに食べよう」「ごきんじょ市」等地域包括を具体化する中、地域、市民から声を受け活動が生まれ始めている。どの活動もその主体となる市民であり障害当事者の方々と共に具現化して行く。

##### ③経営の基盤安定に向けて<積み重ねる>

2018 年度は、医療、障害、介護保険の制度改編があり、様々な変更手続きにおいてもできるだけ混乱のないよう総務と連携していく。

また、収支均衡を基本に更に収益の向上を目指し、それぞれの専門性が最大限生かされるよう人員配置を工夫し事務の効率化を図りながら業務を整備する。

##### ④包括的な地域支援事業検討への展開<しごとの場を作る>

2017 年度新たなプロジェクト部門として「地域で担う当事者の役割・しごと」立ち上がった。2 年目は、昨年度の活動で得た「つながり」を障害当事者或いは地域商店、企業の方々と「しごと開発の事業化」に向け活動を重ねる。地域の役割を担うと言う志を当事者と共に持ち、「場作り」に邁進する。

##### ⑤研修計画と研究事業の推進<学び続ける>

事業部内でこれまで実施してきた研修を昨年同様、事業部全体会において報告しながら共有化を図る。また内部研修、外部研修に加え各事業合同で事例検討については、昨年同様年間スケジ

ジュール化を実施する。

また、「災害時における対応」については、BCP研修に参加した経験も踏まえながら、要支援者である当事者と共に災害時にむけ「平時」からの取り組みを研修に取り込み上記研修スケジュールに加える。

年間スケジュール

\*は内部研修として実施する

テーマ	研修内容	対象職員	実施スケジュール
人材育成	*法人概要・歴史 *事業内容・見学 接遇・マナー *各業務における内容手順等 高次脳機能障害移動支援	新任・異動職員   未資格者随時	4月   中期
中堅職員研修	チーム運営 組織水準を高める OJT	サービス管理責任者 サービス担当責任者	中期
	相談支援専門員初任者研修	未実施者随時	中期
管理者研修	スーパービジョン基礎研修		中期
人権・権利擁護	人権研修	勤務2年以上未受講者随時	前期／後期
	虐待防止法関連	同上	前期／後期
	成年後見制度		
環境整備	BCP 関連	管理者	後期
	*災害時への対応	各事業管理者	
	リスクマネジメント	勤務3年以上未受講者随時	前期／後期
	事故・苦情	勤務2年以上未受講者随時	前期／後期
専門分野	日本作業療法士学会	作業療法士	9月：名古屋
	地域看護関連研修	看護師	随時
	高次脳機能障害学会	該当職員	12月：神戸
	若年認知症・認知症関連	該当職員	随時
	認知症ケア学会	該当職員	7月：沖縄
	各専門分野における専門研修	該当職員 介護支援専門員 各ケア職員 相談員	通年
	*事例検討会	全職員	4か月毎
研究分野	日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会研究部会	該当職員	随時
	全国大会	該当職員	7月：松江

1. ケアセンターふらっと（障害者総合支援法 生活介護事業・自立生活訓練事業  
・高次脳機能障害相談支援事業・特定相談支援事業）

多機能型事業所として、利用者の利用目的や支援内容に応じて生活介護事業と自立生活訓練事業での事業運営を行ってきた。両事業とも、今年度も月平均利用率 100%を目標として、引続き安定した利用率を維持・継続に取り組んでいく。

新たな日中の活動プログラムとしては、「地域でつながる仕事」を目的とした新規事業に利用者および職員が積極的に参加していく。利用者の「もう一度、仕事をしたい」、「誰かの役に立ちたい」という思いの実現に取り組んでいく。

## (1) 運営方針

- ① 社会生活への主体的な参加
- ② いのちと人権を守りながら、心身の健康維持増進をはかる
- ③ 個性・特性を尊重した活動
- ④ 利用者と家族への支援
- ⑤ 地域の人たちとの交流

## (2) 利用定員等

- ① 利用定員・・・一日の利用定員を生活介護事業 20 名、自立生活訓練事業 6 名とする。
- ② 利用日・・・年末年始および日曜祝日を除き、生活介護事業は月曜日から土曜日、自立生活訓練事業は火曜日から土曜日とする。
- ③ 利用時間・・・基本的には 10 時から 16 時までとする。ただし、利用者のさまざまなニーズにあわせて利用時間の延長、および送迎にも個別に対応を検討する。

## (3) 生活介護事業

全利用日が定員を超える利用状況から現状では新規利用者の受け入れは難しくなっている。新規の利用者を受け入れるためにも、現在の利用者が新たな役割をもって活躍できる地域の社会資源への移行を検討していく。

生活介護事業は、高次脳機能障害のある人が再び主体性を持って地域での新しい暮らしが送れるよう、ご本人の回復のペースに合わせて時間をかけて支援を行うことが特徴である。支援の方向性をご本人、ご家族、支援者、関係機関と検討し情報共有する場がカンファレンスである。しかし、利用者一人ひとりについて、十分なカンファレンスの機会を作れていないことが近年の課題であった。今年度は、当事者とそのご家族も参加するカンファレンスを計画的に実施するための仕組み作りを検討していく。同時に現状の業務を見直し、利用計画・リハビリテーション実施計画書などは当事者にとってもわかりやすい書式を検討していく。

## 援助内容

利用者・家族と随時相談しながら、利用計画・リハビリテーション実施計画書に基づき個別に提供していく。

- ① 身体機能および高次脳機能障害の回復に向けたプログラム

機能維持および機能回復に向けた身体・認知リハビリテーション・プログラムの立案と実施、健康管理などを支援していく。今年度は全曜日にPTもしくはOTを配置し、日々のリハビリテーション・プログラムを提供する。

② 創作的活動の実施

料理活動や手芸、パソコンなど、日常生活をより豊かにするためのプログラムを提案し、支援していく。作業療法士などの助言を受けながら自立的に取り組めるよう支援していく。「サタデーアート」のように誰もが参加しやすい創作活動の場の提供を引き続き行っていく。

③ 仲間づくりを含め人間関係の輪を広く地域に広げるための活動の実施

高次脳機能障害のある人同士の関係作りを支援していく。障害特性や年齢に配慮したグループ、趣味や興味を同じくするグループなど、利用者の意向にあわせて支援していく。また、スポーツや余暇などの地域活動について情報提供をしていく。

④ 所外活動の実施

利用者それぞれの興味や関心、季節感のある場所など、小グループでの外出を継続して実施していく。外出活動を通して地域に出て行く経験を重ねることで、障害を持ちながらも新たな地域生活を再構築する一助とする。

#### (4) 自立生活訓練事業

身体・認知機能の維持・回復を通して、新規就労や復職、安心して家庭生活を送る、など利用者一人ひとりが希望する暮らしの実現に向けた相談・支援を行っていく。

事業開始から3年目を迎えるにあたり、これまでの成果を振り返ることで現状の支援プログラムを整理していく。また、世田谷区総合福祉センター自立訓練事業が今年度末で終了となるため、その後の対応について世田谷区と協議していく。

##### 援助内容

利用期間が二年間と限られているため、支援プログラムを3ヶ月ごとに見直ししながら、利用計画・リハビリテーション実施計画書に基づきプログラムを提供する。就労を目標とする利用者については、早期に就労支援機関と連携をとりながら、就労生活を念頭においた生活面のリハビリテーションに重点をおく。

- ① 就労準備・・・就労を目標とし、基本的な生活リズム作り、基礎的な体力の回復を目指していく。高次脳機能障害による自身の変化を理解することで対処する代償手段を身につけていく。
- ② 料理・・・昼食作りの活動を通して、集団の中での役割を担うことや他者と協働して活動に取り組むプログラムを提供する。
- ③ 外出・・・行き先などをグループで相談しながら計画から実行までの一連の活動を遂行機能のリハビリテーション・プログラムとする。また、公共交通機関の利用体験を積み重ねる機会とする。
- ④ 軽作業・・・さまざまな作業活動を手指機能のリハビリテーションとし、仲間と共同して遂行する作業活動を提供する。

- ⑤ 行事参加・・・エテマルシェや雑居まつりなどの行事に利用者がそれぞれ役割をもって参加する。同時に利用終了したメンバーにも声をかけることで、当事者同士の出会いや情報交換の場とする。
- ⑥ 個別課・・・メモやスマートフォンの活用などによる記憶を代償する手段の獲得や書字訓練、個人が希望するPC作業などを提供する。

## (5) 高次脳機能障害相談支援

高次脳機能障害相談は、東京都相談支援従事者研修を修了した専門相談員を配置し、区内を中心とした高次脳機能障害のある人の相談支援を行う。相談内容は就学、就労、リハビリテーション、福祉サービスの活用、など多岐に渡ることから、行政や医療、世田谷地域障害者相談支援センターや関連機関、福祉サービス事業所などと随時連携を取りながら相談支援を行っていく。

## (6) 職員体制

### 【生活介護】

職種		職員数		備考	職種		職員数		備考
		専従	兼務				専従	兼務	
施設長（管理者）			1		事務員	常勤		1	
サービス管理責任者		1				非常勤			
医師	常勤				理学療法士	常勤			
	非常勤	1				非常勤	2		
看護師	常勤		1		言語聴覚士	常勤			
	非常勤					非常勤	2		
生活支援員	常勤	3	1		栄養士	常勤			
	非常勤	7			作業療法士	常勤	1		
						非常勤	1		

### 【自立訓練（生活訓練）】

職種		職員数		備考	職種		職員数		備考
		専従	兼務				専従	兼務	
施設長（管理者）			1		栄養士	常勤			
サービス管理責任者			1			非常勤			
職業指導員	常勤				調理士	常勤			
	非常勤					非常勤			
生活支援員	常勤				看護師	常勤		1	
	非常勤	1			作業療法士	常勤			
事務員	常勤		1			非常勤	1		
	非常勤								

## (7) 送迎

生活介護事業の利用者について、運行委託による送迎車両2台と法人車両3台による送迎を継続して行う。昨年度より所有車両の故障や修理が多くなっているため、計画的に車両の購入等入替を行っていく。また、利用者の送迎車両乗車時間の長時間化が問題となっている。職員の送迎に関わる業務時間の短縮にも繋がることから、現状の委託車両を二台から三台への増車することを区と協議しながら検討していく。

## (8) 実習・研修について

福祉従事者の後進育成の為、大学や専門学校などからの実習生を積極的に受け入れる。また、支援機関からの研修生や見学者、ボランティアなどを積極的に受け入れることにより、高次脳機能障害のある人への支援に関する理解・啓発を進めていく。

## (9) 運営委員会

2017年度同様、各分野の運営員より事業運営について助言を受けることにより良い事業を行えるようにする。また、第三者委員にも同席を依頼し、情報の共有を図る。開催は年3回とする。

## (10) ボランティア・市民活動推進事業との連携

日中活動およびエテマルシャなどの行事はボランティアの協力が不可欠な事業である。ボランティア・市民活動推進事業部と連携を取ることで、利用者およびその家族も参画したプログラムを実施していく。また、サタデーアートのように、障害当事者が自らの技術や知識を生かして他者と協働できるような活動を模索していく。

## (11) 職員研修

### ① 内部研修

利用者の個別のニーズやアセスメントに基づき、障害理解および地域生活支援の方向性を検討するためにケース・カンファレンスを積極的に開催していく。また、福祉事業部全体および関係機関、ご本人・ご家族の参加により情報の共有化と連携を図る。

### ② 外部研修

高次脳機能障害のある人の支援に関する知識や情報収集のため、西南地域高次脳機能障害者支援普及事業、世田谷高次脳機能障害連絡会などに参加する。また、脳損傷ケアリング・コミュニティ学会に参加し、全国の支援事業所・専門スタッフとも連携し知識と面識を広げる。世田谷区内の地域情報収の収集や他の社会資源との連携を図るため、自立支援協議会や区主催の研修会などに参加する。

職員の経験年数や職務分担などを考慮して、福祉制度（障害者総合支援法、虐待防止法、など）や支援技術（福祉機器の操作方法、など）、メンタルヘルス、施設運営管理などの研修会に参加する。



## (12) 特定相談支援事業

各々の障害状況を十分把握しながら、当事者の立場に立ったサービスがプランに反映できるようにする。地域での生活が継続でき、当事者の自己決定に繋がる支援体制を様々な機関と連携してつくっていくことにより、地域の支援を必要としている当事者への援助体制を充実させていく。

職員体制

職 種	常勤
管理者(相談支援専門員)	1
相談支援専門員(兼務)	2

## 2. ケアセンターwith(介護保険 通所介護事業)

「ケアセンターwith」は、介護保険通所介護事業という制度を活用し、制度の届かない高次脳機能障害者の方々の利用できるサービス提供の場として2007年3月に開所。

2016年度より、事業所を九品仏から下馬に移動。加えて定員を18名に増やし事業を継続している。

「地域の拠点」を目標に地域の方々が気軽に足を運べるよう環境を整え、「場」の活用を地域密着型通所施設としての役割を担えるよう下馬の運営推進会議などに積極的に関りながら事業を運営する。

### (1) ケアセンターwithの事業目的

- ① 介護保険制度の適用を受ける被保険者で、主に高次脳機能障害、若年認知症のある方に、充実した時と場を提供する。
- ② 高次脳機能障害、若年認知症について当事者、家族、スタッフ、ボランティアが互いに学びあいながら、機能回復をめざし、楽しく豊かな生活を共につくる。

### (2) 事業内容

#### ① 基本的サービス

サービス内容は、利用者とともに話し合っ決めて決めることを基本とし、ボランティア協会福祉事業部として積み重ねてきたことを基に以下の4本の柱を中心に置き活動する。

ア. 「食事」に関連すること

「昼食づくり」をはじめ、「グループで話し合い」、「個別作業を分担」などリハビリの様々な要素を盛り込みながら、心も体も活性する活動の実施。

イ. 外出プログラムの充実

障害を抱えながらも、積極的に外出。街がもつ様々な要素をリハビリに活用していく。自己選択・自己決定の原則で活動先を決める。

ウ. 専門療法士、看護師等専門職を配置

医師や療法士(作業療法士・理学療法士・言語聴覚士)と連携を取りながら、高次脳機能障害、若年性認知症の機能リハビリテーションを日常活動の中で実施する。

エ. 地域交流と様々な機関との連携

高次脳機能障害、若年性認知症の理解を広げ、豊かな生活を送るために、「ケアセンターwith」を拠点にして、様々な人と交わっていくことを大切にする。

\* 地域の行事に積極的に参加していく。

- \* 協会事業へ with の特色を活かした参加を行う。
- \* ケアセンターwith と地域の方々と共に計画した、イベントを企画する。

## ② 個別的サービス

- ア. 介護保険制度の枠にとどまらず、個人の生活を可能な限り援助する視点から、個別ニーズにも応じる。個人の目的に沿って利用時間延長、個別相談、機能訓練など、障害の特性を考慮に入れたサービス提供を行う。
- イ. 日々の綴り（メモリーノート）を各々つくり、その日の活動をデジカメで写して貼り、記憶の想起手段、失語症の表現補助手段として活用する。
- ウ. 得意なことを活かし、地域で役割を持った活動に参加する。
- エ. 当事者・家族向けの学習会・講演会などへの情報を提供する。
- オ. 個々の「ケアセンターwith」への要望に答えるために、with に対する評価アンケート、個別利用計画相談の作成、訪問等を実施する

## ③ 付加的サービス

利用者がデイサービスを利用する際には、法人車両、委託車両等にてスタッフによる送迎を行う。

## (3) 利用方法

### ① 利用対象

介護保険認定を受けている方で、1号被保険者及び2号被保険者。

### ② 利用定員

1日18名

### ③ 利用決定

ご本人、家族共に当事業所を見学し、事業所の相談スタッフとの面接を行う。見学後、別日に一日体験利用を行っていただき、そのうえでご本人が利用を希望される場合、ケアマネージャーに利用申込をしていただく。

利用希望調査書及び面接見学・体験利用の様子をもとに相談スタッフ、施設長、療法士、医師等と会議の上決定し、ケアマネージャーに連絡、利用の運びとなる。

### ④ 利用期限

基本的には、介護保険認定期間となるが、ケースに応じて決定する。

### ⑤ その他

経営安定のためにも95%の利用予定占有率、85%以上の稼働率を目指す。

## (4) その他

高次脳機能障害、若年性認知症相談等を、ケアセンターふらっと、ケア相談センター結、世田谷地域相談支援センター等と連携して実施する。

## (5) 職員研修

常勤・非常勤職員のスキルアップを図るために、年間計画を立てて、事業所内外における研修を行う。

### ① 内部合同・研修への参加

事例検討会、腰痛防止研修、など

### ② 外部研修への参加

管理者研修、虐待防止研修、介護保険事業・通所介護事業に関する研修、認知症を理解する研修、高次脳機能障害を理解する専門研修、事業所との情報交換研修などへいろいろな機会をとらえて参加する。

### ③その他

身体介護技術、利用者のプライバシー保護と個人情報、安全・衛生管理、感染症・食中毒予防、医療関連情報の理解、ヒヤリ・ハットや困難事例の検討などの情報をもとに内部研修を計画する。

## (6) 職員体制

職種	常勤	非常勤
施設長（管理者）	1名	
介護職員	2名	5名
相談員（兼務）	2名	
リハビリテーション医		1名
言語聴覚士		1名
看護師		1名

## 3. ケアステーション連

### (①介護保険 訪問介護事業、②障害者総合支援法 居宅介護事業

### ・重度訪問介護事業・移動支援事業、③自由契約による事業)

今年度も引き続き地域での生活を支え、支援してきた経験を生かし、介護保険法、障害者総合支援法、自由契約の3本立てで、利用者、家族、関係機関等とのきめ細かな連携を図りながら総合的なサービス提供をおこなっていく。

介護保険法においては、居宅介護計画に基づいた適正な訪問介護サービスの提供を、障害者総合支援法においては、特定相談支援事業者等の立てたサービス等利用計画に基づき、区障害支援担当との調整を密にした居宅介護や移動支援のサービス提供をする。

また、自由契約で介護保険法、障害者総合支援法では対応の難しいサービスを行い、利用者がより利用し易くきめ細かな対応が出来るようなサービスを提供する。

利用者や家族の多様なニーズに応じ、住み慣れた地域で、その方らしい自立した日常生活を営むことができるよう更なる支援をおこなっていく。

昨年度も取り組んだ課題である「災害における要援護者について」は、事業の性格からも切実な課題である。ヘルパーと言う個別サービスの延長線上にある災害について、ヘルパー事業としてマニュアル作成の検討に取り組んでいく。

### (1) 事業目的

- 1) 利用者の心身状況・環境等に応じて、自立した生活ができるように支援する。
- 2) 当事者家族・関係機関等との連携を取り、多様なニーズへの対応をおこなう。
- 3) 利用者のみならず、家族への支援もおこなう。

- 4) チームケアの徹底を図る。
- 5) ヘルパーの質の向上を図る。

## (2) 事業内容

- ① 介護保険制度の第2号被保険者及びケアが難しい方を中心とした第1号被保険者への訪問介護員(ヘルパー)派遣事業
- ② 障害者総合支援法によるヘルパー派遣事業：居宅介護、重度訪問介護、移動支援
- ③ 自由契約者に対するヘルパー派遣
- ④ 高次脳機能障害者ガイドヘルパー事業：世田谷区と協働し実践、検討、提言を行う。
- ⑤ ヘルパー同行実習の受け入れ：専門学校等（介護福祉士、介護職員初任者研修）
- ⑥ 世田谷区介護サービスネットワーク、せたがや障害福祉サービスネットに登録し、サービスの質の向上のために、研修の受講、他機関との情報交換や連携を図る。
- ⑦ 地域自立支援協議会(エリア部会)、事業者連絡会等に参加し、情報交換等を行う。
- ⑧ 高次脳機能障害関連施設連絡会に参加する。

## (3) 事業規模

- ① サービス提供時間：月 1810 時間以上  
(目安として、介護保険 380 時間、居宅介護 650 時間、重度訪問介護 292 時間、移動支援 441 時間、自由契約 47 時間)
- ② 提供範囲：世田谷区及び隣接するエリア

## (4) 職員研修

職員およびヘルパーひとりひとりに「学んでみたい事、受けてみたい研修」をヒヤリングし、それを基に幅広い能力と知識・技術向上のための研修をスケジュール化し、タイムリーに適切なスキルアップに繋げていく。

また今年度も、地域や他事業所との連携を踏まえて、講座の内容を企画していく。研修に参加できなかったヘルパーへは、別の機会を設定し登録ヘルパー情報誌「連ねっ」となどでも共有できるようにする。

### ① 新任職員及びヘルパーの研修

#### ア. 採用時研修

福祉事業及び協会全体に関するオリエンテーション、福祉制度、サービス提供の手順と記録について、接遇・基本マナー

#### イ. テーマ別研修

福祉制度について、身体介護技術、緊急時の対応方法、利用者のプライバシー保護と個人情報、ヒヤリ・ハットや困難事例の検討、高次脳機能障害、認知症、障害者及び高齢者の虐待防止、安全・衛生管理、皮膚トラブル等、災害(震災)時対応

#### ウ. 同行研修

### ② 現任職員及びヘルパーの研修

#### ア. テーマ別研修

福祉制度について、スキルアップ研修、身体介護技術、緊急時の対応方法、利用者のプライバシー保護と個人情報、安全・衛生管理、感染症・食中毒予防、医療関連情報の理解、事故やヒヤリ・ハットの検証および改善策の検討、困難事例、高次脳機能障害、認知症、障害者及び高齢者の虐待防止、皮膚トラブル、災害（震災）時対応など

イ. 同行実習

③ 福祉事業部合同研修

成年後見制度、メンタルヘルス、虐待防止、パワハラ・セクハラ、救命救急、プライバシーと個人情報について、人権・倫理について、画像コンサルテーション、外部講師を招いての研修等

※ この他、定期ミーティングにおける学習会、事例検討、外部研修への参加など、いろいろな機会をとらえて実施する。

## (5) 職員体制

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	資格等
管理者	1		介護福祉士
サービス提供 責任者	4	1	管理者兼務者 (1名) 介護福祉士 (4名)
訪問介護員		23	介護福祉士(8名) 介護職員初任者研修終了者 (ヘルパー2級) (15名) 高次脳移動支援従事者 (23名 正規職員含む)
事務員		1	

## (6) その他

- ① 登録ヘルパーの増員を確保する。
- ② 資格取得（介護福祉士・社会福祉士・ケアマネージャー）のための援助を事業所として行う。
- ③ 職員およびヘルパーの心身の健康保持に努力する。
- ④ 防災マニュアルの検討・作成を引き続き行う。
- ⑤ 事務職員の配置
- ⑥ ヘルパー賃金の見直し

## 4. ケア相談センター「結」（居宅介護支援事業）

### (1) 事業目的

介護保険法に基づく、要介護認定を受けた利用者に対して、個々の解決すべき課題や心身の状況やおかれている環境等に応じた「利用者によるサービスの選択」と「保健・医療・福祉サービスの総合的・効果的な提供」を行うため、適正な居宅サービス計画及びマネジメントを展開する。

## (2) 事業内容

- ①要介護状態にある対応困難な高齢者及び2号被保険者に対し適正な介護計画及びマネジメントを提供する。
- ②居宅サービス計画の作成を行い、定期的に評価・モニタリングを実施する。
- ③介護保険に関する利用申請の代行を行う。
- ④ケアに関するあらゆる相談、関係機関とのコーディネートを行う。  
サービス担当者会議における他職種協働の機能を有効に活用する。
- ⑤介護保険の認定調査を行う。
- ⑥高次脳機能障害・若年性認知症専門窓口として、特に介護保険等制度に関する情報提供を積極的に行う。
- ⑦2017年度に続き「若年性認知症当事者のための社会参加プログラム開発事業」を受託し地域での、社会資源開発、認知症に関する普及啓発活動、そして「当事者主体の事業を当事者と共に検討実施して行く。

## (3) 事業規模

- ①居宅サービス計画作成数 介護支援専門員一人あたり約35件  
常勤ケアマネージャー1名、非常勤（兼務）2名により、幅広いケースワークが可能な体制をとる。
- ②介護保険認定調査委託契約数 一ヶ月あたり3件以上を目標とする。
- ③世田谷区及び隣接するエリア。

## (4) 職員研修

サービスの質の向上や職員の資質向上、適切な事業運営を図るために職員研修をスケジュール化し行う。

### ①内部研修 採用時研修（新任）

「基本的な接遇・マナーの理解」

「リハビリテーション医療の基礎知識」

ケースカンファレンス（新任・現任）

「普通救命救急」「メンタルヘルス」「感染症・腰痛予防」「ひやりハット」

### ②外部研修（新任・現任）

介護事業者支援研修会

サービスの苦情相談研修会

世田谷区地域事業者交流会

世田谷区ケアマネジメントにおける医療と福祉の連携研修会、

高次脳機能障害関連研修

認定調査員研修

脳損傷者ケアリング学会研究部会への参加

## 5. 世田谷地域障害者相談支援センター

2016年度、社会福祉法人世田谷ボランティア協会福祉事業部では世田谷区より世田谷地域障害者相談支援センター事業を引き続き受託（2016～2018年度）した。

世田谷地域（世田谷総合支所管内）における相談利用者・障害者（児）に対し、当事者の意思及び人格を尊重して常に当該利用者の立場に立った適正な相談支援を行うこと、また、世田谷地域の関係事業所と協力、連携し相談支援体制の強化を図ることを目的としている。

具体的には、障害者あるいは、高齢者等が、さまざまな「悩み」を相談するにあたり、年齢、障害種別、制度、行政の窓口によって分かれることなく、身近に話すことができる場として立ち寄り、問題解決の糸口を見つけだすとともに、同じような「困りごと」をかかえる仲間同士つながることができる「場」としても機能するような取り組みを行う。

また、事業の運営については、障害当事者やボランティア等が主体的に担い「おたがいに知り合い」「役割を持ち」「活躍する」場があることで、単なる点として地域の福祉事業相談に留まることなく、面としての地域社会全体の福祉が深まっていくことを探求し続けていくことを目指して事業展開を行う。

### （1）基本方針

「相談者」「支援者」の垣根なく地域のなかで事業を進めていくにあたり、3つのことを「柱」とし取り組んでいく。

#### ① 地域のなかで、困りごとを「話せる場」となっていく。

- ア. 障害の種別なく相談者のニーズを受けとめ、相談者の立場に立った視点で支援を実施する。
- イ. 専門性を活かし相談者への適切なアドバイスと情報提供を行う。
- ウ. 地域に根ざし「相談者、相談員とも、おたがいの顔が見える支援」を実施する。

#### ② 地域のなかで、おたがいに「知り合う」機会を作っていく。

- ア. 世田谷地域の関係事業所と協力、連携し相談支援体制の強化を図る。
- イ. 地域包括ケアシステムの構築を目指し、障害、高齢、児童を含め、広く市民がお互いのことを理解し、支えあえる地域づくりをはかる。

#### ③ 地域のなかで、おたがいできることについて「ともに考える場」を作っていく。

- ア. 障害当事者を含めた地域市民、世田谷地域の関係事業所、商店街、地域商店など幅広い市民が参画し、共に考えることができる社会資源づくりをはかる。

### （2）事業計画

#### ① 「話せる場」となるために

地域包括ケアシステムにおける世田谷地域障害者相談支援センターの役割も見据えながら、障害、年齢の垣根なく立ち寄り、既存のサービスにつながる事が難しい方も含め、つながることができる場（話す、集う、居場所）の形成など、地域のつながりの中から区民が主体的に参加、構築していく当法人の強みを生かした事業展開を目指し、区民、関係事業所等と検討していく。

## ②「知り合う」機会をつくる

「ごきんじょ市」「いっしょに食べよ」などの事業を通し、障害のあるなしにかかわらず、お互いがお互いのことを知り、理解をしていくことができる機会を作っていく。また、知り合うことで「お互いできること」の気づきが生まれるような事業展開を目指していく。

「世田谷地域障害者相談支援センター」について、あらゆる人に理解と周知が得られるよう、パンフレットの配布、ホームページの公開を行っていく。また、担当エリアにおける福祉にかかわる

事業所やボランティアなど区民が主催する地域連絡会議、地域行事など積極的に参加し、相談支援センターを知ってもらい、相談センターも地域のことを知るための機会も作っていく。

## ③「ともに考える場」をつくる

相談者への適切なアドバイス、情報提供、地域に根ざした支援が行えるよう、行政、医療、福祉、地域市民と「共に考える機会」を作っていく。フォーマル、インフォーマルの枠組みを超えた社会資源の開拓、開発、つながりの中から生まれる支え合う仕組みづくりを目指し、事業関係者と「話す会」「講座」の企画、地域の商店街や商店と仕事を通じた取り組み等を実施する。

支援する側、される側ではなく障害のある方を含めた市民とともに地域に「あったらいい」モノ、コトを見つけ、ともに考えていくことができる事業展開を目指していく。

運営委員会を設置し、外部から障害当事者、市民、医師等に参画いただきのように多くの方が参加できる企画を中心に事業内容や講座等の検討、構築、企画を進めていく。

## (3) 職員体制

職 種	人数	資格
管理者	1名	社会福祉士・相談支援専門員
常勤専従職員	1名	相談支援専門員
非常勤専従職員	1名	社会福祉士・相談支援専門員
非常勤事務職員	2名	

## (4) 研修計画

福祉事業部研修計画に沿って実施する。

## (5) ボランティア・市民活動推進事業との連携



ボランティア・市民活動推進事業と連携し、障害支援機関の資源だけではなく、ボランティアの方、ボランティアする場などを活用し、相談者、ボランティア双方がお互いを知り、地域のなかで「困りごと」の解決につながるよう、おたがいに考えていける地域づくり、市民と市民のつながりづくりを行っていく。

## 6. 新規事業プロジェクト「しごと」

社会福祉法人世田谷ボランティア協会福祉事業部の21年間、当事者が「自分で決める」ことを中心に、独自のプログラムを展開してきた。人生の半ばで障害をおった当事者は、「何もできなくなってしまった」という思いが常にある。しかし、これまでの取り組みの中で、私たちが思いもかけなかった“力”を発揮され、決して支援されるだけの立場ではないことをあらためて知ることができた。

このように障害当事者が、自宅に留まることなく地域で活躍できる場、機会を繋ぐ事業を昨年に続き継続していく。今年度はさらに、当事者の“得意なこと”に焦点を当て、活動を展開させていく。

### (1) 基本方針

- ・当事者と共に、地域の商店街等から依頼された「しごと」を引き受け、取り組む。
- ・当事者と共に、「これならできるかもしれない」「やってみたい」と思える「しごと」（役割）を協議検討する。

「しごと」を通じて「できる」体験、「役割」として担う

「しごと」を通じて知り合い、つながりをつくる

「しごと」をきっかけに、次にやりたいことがイメージできるようになる

### (2) 事業計画

地域と連携した様々な事業を継続、新規に取り組むを行う。

商店街との繋がりに加え2018年度は、障害当事者と共に力を借り、これまで同様「いっしょに食べよ」新たに「子どもたちへの学習サポート」「リサイクルサポート」「当事者講演会」等計画していく。

## IV. 組織推進部

### 1 組織推進事業

#### (1) 重点目標

##### ①コンプライアンス体制、内部統制システムの再構築

社会福祉法人として、法令を遵守し社会的倫理を重視した運営を心がけなければならない。不祥事を起こさないためには、諸規定を整備し、リスク管理のための内部統制システムを構築し、職員研修を実施することが必要条件となる。

世田谷ボランティア協会においては、このような面で不十分さがあつたことは否めない。上記の必要条件を満たすための活動に取り組む。

##### ②中期計画の策定

2008年に第三次中・長期計画を策定して実践してきた。協会や地域を取り巻く社会情勢が急激に変化している現状をうけ、新たな中期計画を策定する。

##### ③自主財源の確保と財政の安定

民間ボランティア活動推進機関としての役割を果たし、先駆的、創造的事業を展開するためには、安定した財源の確保は不可欠である。基本的運営費については行政の支援を得つつ、継続して公共的役割を果たす諸事業を行うために、区民による適切な受益者負担を求めるとともに、協会支援者の拡大を図り、自主財源の確保に努め、収支が均衡した予算決算を実現していく。

##### ④職制研修の機会の拡大

協会事業の質的かつ量的な拡充にとめない、担当職員に要求される知見やスキルも広がってくる。そのような状況を踏まえて、多様な研修プログラムを提供し、研修機会の拡大を図る。

#### (2) 活動計画

##### ①理事会・評議員会の開催

新たな制度の下、協会事業及び財政等、運営全般について審議し、事業推進の意思決定を担当する機関である評議員会と、執行機関である理事会を、年に数回開催する。

##### ②常任理事会の開催

協会の業務執行の円滑化のため、理事長、副理事長、常務理事、事務局長、部長等で常任理事会を構成し、重要な事業運営について定期的に協議する。

##### ③部長会の開催

各事業間の情報共有と事業執行上の課題を協議するため、事務局長、各部長で構成し、定期的に開催する。

##### ④衛生委員会の開催

労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を守るために、衛生委員会を定期的に開催する。

##### ⑤コンプライアンス体制、内部統制システムの再構築のための検討部会の開催

コンプライアンス体制、内部統制システムの再構築のためには、現在の諸規定の確認と不備な部分の補充を行い、そのうえで具体的な内部統制システムの構築を図らなければならない。検討部会を設けて作業を開始する。

## ⑥ 職員・スタッフ研修

様々な研修プログラムを活用し、職員がその職性に応じて研修を受ける機会を拡大する。また、外部研修への参加を促進し、研修に参加した職員が講師役となって他の職員へ研修内容を伝える伝達研修や職員が自らの経験や研究成果を発表する研修なども企画する。

## ⑦ 成果物の開発

協会事業のこれまで蓄積された経験をまとめて、冊子などの成果物として発表できるよう、各部と協力して検討する。

## ⑧ 文書管理の適正化

保存文書の管理方法を見直し、適切な管理・活用を図り、不要書類の廃棄を進めていく。

## ⑨ 財源の確保

### イ. 協会支援者の拡大と新たな財源の確保

協会への寄附者を拡大するため、協会の事業内容等を説明したリーフレットを作成し、自主財源の確保に向けて取り組む。

民間の助成金等に関する情報を収集し、新規事業等で助成金を獲得できるよう、各部と協力して取り組む。

### ロ. 区との連携

これまでの協会の事業運営に世田谷区の財政的な支援は貴重な支えになっている。その支援に応えるため、区民のニーズを的確に把握しつつ、諸事業の質を向上させ、適正かつ効果的な資金運用を行う。

#### ・ 補助金

ボランティア推進の各種事業や福祉事業などで区の補助金を受託し区民サービスの充実につなげる。

#### ・ 区からの受託事業

区との事業協働を図り、事業の受入れを積極的に行う。

## 2. 経理事業

### (1) 重点目標

協会の事業活動の拡大などに伴って、経理事務は量的にも質的にも拡大している。そのような中で、近年、経理事務担当者の不足や各事業部門の経理関係書類の処理の遅れなどが経理事務に混乱をもたらしてきた。

経理事務が適正に処理されることは、組織を適正に運営していくうえでの絶対的な要請であるから、経理担当人員の不足を解消し、経理関係書類の取扱いルールの手順を徹底することにより、経理業務を安定させる必要がある。

## (2) 活動計画

### ① 経理担当職員の適正配置

経営規模の増大に伴い膨大な事務処理が求められている中、適正人数の職員を確保する。

### ② 経理担当職員の研修

社会福祉法人会計規準の変更にすみやかに対応すべく、必要な研修に参加し、担当職員のスキルアップを行う。

### ③ 効率的で効果的な経理事務のためのルール遵守の徹底・各事業ごとの経理関係書類の作成、回付、決裁に関するルールの見直し、その順守を徹底する。

福祉事業部に新規経理管理システムを導入して、煩雑な計算事務を回避できるようにする。